

定期監査の結果に基づく措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、香美市長から定期監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成31年2月20日

香美市監査委員 岡本 明弘
香美市監査委員 岩崎 昭雄
香美市監査委員 小松 紀夫

記

1 措置を講じた部署

健康介護支援課、福祉事務所

2 講じた措置の内容

(1) 監査結果提出日 平成31年2月12日

(2) 措置通知年月日 平成31年2月15日

(3) 指摘事項

委託契約で、受注者側から提出されるべき書類がないものがあった。今後は、委託契約書の内容を遵守されたい。（健康介護支援課・福祉事務所）

(4) 措置等の内容

ア 今後は、委託契約内容を遵守した事務処理を徹底します。（福祉事務所）

イ 今後は、指摘されたことを職員に周知し、委託契約の内容を遵守した適切な事務処理を行います。（健康介護支援課）

以上